

財務省告示第三百九十九号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成十九年度の初日から平成十九年十月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成十九年十一月三十日

財務大臣 額賀福志郎

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成十九年度の初日から平成十九年十月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	トン
二	一六トン
三	一・五トン
四	一八、二七 トン
五	八九九トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	六
三六四トン	五七七トン	九、七四七トン	七八、一七ト	六五トン	四四三トン	三七二、二三六トン	六五七、一三三トン	三、四二、五 六トン	四八、八四四トン	八、六九九トン	二、九九 トン	二七、二八九トン	・四一トン	トン	六トン

二九	四九二トン
二八	四トン
二七	六、六六五トン
二六	二、五二六トン
二五	トン
二四	一九トン
二三	二、五八八トン
三三	四六トン
二二	一八、一七三トン